

北福士発第104号

2013年9月2日

株式会社  
北海道新聞社  
代表取締役社長 村田 正敏 様

公益社団法人  
北海道社会福祉士  
会長 高橋 修



北海道新聞朝刊記事の見出しについて（申入れ）

御社におかれましては、日ごろから、当会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、2013年7月16日付け、北海道新聞朝刊31面において、茨城県の小学校5年生の女儿が襲われた事件記事の見出し（「女儿を殴った男支援施設入所中」）について、本会理事会で協議した結果、下記のとおり不適切であると考えことから御社に対し、誠実な対応を申入れるとともに、見解について、2013年10月2日までに、文書での回答を求めます。

また、申入れ全文につきましては、近日中に当会ホームページ等にて公表する予定であることを申し添えます。

なお、このような事件は、決してあってはならないことであり、大変遺憾であると考えております。被害に遭われた女儿の一日も早い全快を願ってやみません。

記

1 申入れ内容について

- (1) 当該記事の見出しとして採用した理由について、見解を説明いただきたいこと。
- (2) 当該記事の見出しに関する「お詫びと訂正」文を御紙に掲載すること。

2 当該記事の見出しを不適切と考える理由について

施設に入所中であることが事実であるならば、それを報道すること自体を問題視するものではございません。しかしながら、こと今回の「女儿を殴った男支援施設入所中」という、施設入所中であることを強調した見出しには、施設を利用している障がいのある方は事件を引き起こす確率が高いような印象を与えること。結果として、施設が身近な地域にあるのは良くないことといった偏った世論形成を誘導しかねない危険性をはらんでいると考えるからであります。

北海道新聞が掲げる編集綱領の主旨には当会も賛同いたしますし、表現の自由は民主主義社会において尊重されるべき重要な基本的人権の一つであり、事実を伝えることも御社の重要な使命であることは承知しております。

今回の申入れは、自由な取材活動等を制限することを求める主旨ではありませんが、この「表現の自由」には、内在的制約というべき公共性や他者への配慮が含まれていると考えます。

### 3 北海道社会福祉士会及び社会福祉士の活動との関係について

本会は、高齢者や障がいのある方、子ども等、生活を送る上で困難を抱えるあらゆる市民の権利擁護を進め、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行うことを本義とする社会福祉の相談援助専門職の国家資格である職能団体であり、道民の福祉の向上のためのさまざまな活動しております。

また、私たち社会福祉士は、権利擁護推進のため、利用者のニーズに寄り添いながら、社会福祉の諸制度と社会資源を活用した適切な支援により地域自立生活が可能となるような社会環境の実現を目指し日々様々な領域で活動しております。

しかしとりわけ、障がいのある方を支援する分野では、障がいのある方を受け入れることに消極的な社会の風潮や世論との軋轢が未だに残っており、極端な例では、各地で地域住民による施設建設反対運動が起きていることから明らかであります。

もちろん、例えば施設建設反対運動での地域住民の無理解に対しては、私たち専門職側の道民への働きかけ不足という面が皆無ではありませんが、当事者の立場からすれば、御社のような道民に広く支持されている新聞が掲載した記事の社会的影響力を凌駕するのは容易ではありません。今回のような記事等を通して、道民への訴えが潜在的に蓄積し、障がいのある方に対する見えない世論の壁を高くすることを強く懸念しております。

したがって、今回の見出しから派生する「無用な誤解」を避けることが、障がいのある方の地域自立生活支援の一助となると考え、今回の申入れをした次第です。

以 上